

「どちらもきれい！」(提供:霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会)



Step By Step

消防法第1条を達成するための予防改革

かすみがうら市消防本部 予防課 消防司令補 藤井博之

はじめに

かすみがうら市消防本部(以下「当本部」という。)は、田舎ならではの地域性から、職員と住民との関係性が非常に緊密である。それは、まさに一長一短であり、災害時に感謝のお言葉をいただける時もあれば、同時に費用が掛かる査察業務となると住民の態度は一変し、「職員に〇〇っているだろ。俺のこと聞いてこい。」「お前

は、どこの〇〇だ。親父は誰だ??」などと罵倒されることも少なくない。当本部の過去の査察業務による指導は、追跡調査のない立入検査結果通知書一枚。これらの現状を踏まえると、今更、行政指導・処分といわれても、不景気が続く現代に違反是正への理解を示し、高額支出することも厭わない関係者は極めて稀である。

また、上述したように当市は小規模消防本部

であるがゆえ、職員数が少なく当本部職員の約60パーセントが地元出身であるため、職員が消防法第1条の目的を達成するため公権力をもって業務を遂行すれば、疎外されることが容易に頭を過る地域性である。それらの実情を考慮すれば、災害現場で感謝される救助隊・救急隊にやりがいを感じ、予防業務に自ら志願する職員は稀である。先代の予防従事者も頭を悩ませてきたことは容易に想像がつく。その結果、市内の権力者が所有する防火対象物への指導などはパンドラの箱であり、それ以外の防火対象物に対しても、立入検査結果通知書交付後は、追跡調査のない受忍業務こそが当本部の悪しき慣習であった。

Internal reform (内部改革)

違反処理業務が重要かつ喫緊の課題とされ、先進消防部局では、いかなる状況下でも、粛々と違反処理業務を遂行し地域住民の安全を確保している中、当本部は、「近隣本部も実施していないから」、「資器材、知識及び人員が不足しているから」などの理由をつけて、違反処理業務を実施していなかった。しかし、平成30年度当時の予防課員が、当本部の地域性を理解したうえで、利用者の安全確保のため職責を果たすことを第一優先とし、違反処理業務をするべく上申し、現消防長、現予防課長の尽力により当時の上席者を説得したことで、遂に悪しき慣習に終わりを告げたのである。

〈違反処理業務を実施するための準備〉

- ①同県アドバイザー消防本部である稲敷広域消防本部開催の実務研修【区分B】に職員を派遣
- ②約40年間変更のない例規を全廃、違反処理を実施するため新規例規制定
- ③整備例規の補足資料として査察対応マニュアルの制定
- ④職命により全職員を対象とした予防スキルアップ研修会を継続的開催
- ⑤職命により所属予防係長を対象とし、時間外実働支給による7日間の違反処理実務研修会の開催

私自身、「悪しき慣習に浸かった職員が、この地域の特性を踏まえ、違反処理業務に理解を示すのか?」、「業務が増える中で、新たな予防業務への協力を得られるのか?」などの懸念を抱いた。しかし、「予防業務が常態化するまでは悪者に、常態化すれば通常業務。全ては建物利用者のため。」を常に念頭に置き、トップダウンで違反処理業務の準備を徹底した。しかし、私自身の懸念とは裏腹に、職員は皆協力的かつ前向きであり、更には職員の協力関係が組織化につながり、予防業務の地盤が構築され、内部改革に万全を期することができたのである。

external reform I (外部改革)

当本部の予防業務は上述したように、違反対象物が多数存在していたが、内部改革後、新規例規、マニュアル等により、違反処理前段とした査察の強化を推進した。しばらくは、権力者の見えない圧力などに苦慮した案件も認められたが、違反処理業務が組織化した当本部の予防行政は止まることはなく、一貫した指導を実施。その結果、平成30年度の予防改革後から令和3年末までに、目標である管内違反対象物数「ゼロ」には届かないが、改善計画による自主是正件数約50件、是正意思のない関係者に対して警告書25件、命令書4件を交付し、いずれも是正を完了することができたのである。

external reform II (外部改革—関係機関との対応)

当本部における違反処理業務は、内部・外部改革により組織的な違反処理業務遂行が可能となったが、特定防火対象物のうち1件のみ(以下「当該対象物」という。)が命令の履行期限を経過し告発へと進んだ。ここから、告発に至る過程で関係機関との連携に苦慮し、時間を費やしたが最終的に是正された事案を紹介する。

(1)当該対象物概要

- ①違反処理前段の立入検査：平成31年3月
- ②用途：物品販売店兼事務所 (16)項イ
- ③構造・規模：その他構造 地上2階建て

④面積等：建物① 274.55㎡ 建物② 240.00㎡
増築部分 120.03㎡ 延べ床面積 634.58㎡(消防職員実寸)

※前所有者が建物2棟を接続及び増築。(無許可)

⑤名宛人：所有者A 占有者B

所有者Aは、増改築後の建物を平成13年に競売で購入。(登記事項等により)

占有者Bの父親が当該対象物を平成21年頃から所有者Aから賃借。平成30年から占有者Bに契約者を変更。(賃借契約書、質問調査等により)

⑥違反に対する命令事項

〈所有者A〉

- ①防火管理者選任命令 ②消火器設置命令
- ③自動火災報知設備設置命令 ④誘導灯設置命令

〈占有者B〉

- ①防火管理者選任命令 ②消火器設置命令

(2)所有者Aとの経過

①平成31年4月(2019年4月)：所有者Aへ配達・内容証明郵便により公表通知書及び警告書を送付したが、令和元年5月(2019年5月)保管期間の7日間を経過したことで当本部に返送。

である管轄警察署担当者(以下「警察機関」という。)と協議を実施した。その際に、警察機関より警告書を配達・内容証明郵便等での交付や所有者妻への手交ではなく、再度所有者本人へ警告書を手交するよう依頼され、過去の到達扱いを受けた判例等を説明したが認められなかった。

しかし、再警告時には警察機関も立会い、それでも是正しない場合は悪質性が高いと判断することができるためと助言を受けたことから、今後の関係性構築を踏まえ、警察機関立会いのもと当本部初の再警告を当該対象物関係者へ令和元年9月に手交した。

令和2年1月、所有者A、占有者Bに命令書を手交。警察機関に行政処分の執行状況及び告発に移行する可能性が極めて高いことを報告すると、警察機関より消防法違反による告発の前例がないことから本部との協議が必要と回答を得る。当本部は、履行期限経過後の警察機関の速やかな対応を要望した。

令和2年3月、占有者Bが当本部開催の防火管理者資格取得講習会を受講し選任届が提出され、同時に消火器を設置したため、占有者Bに対する命令を解除した。

同年4月、所有者Aに対する命令の履行期限経過に伴う違反調査を予定したが、占有者Bが



予防スキルアップ研修



消防本部内での実務研修



査察状況



是正状況

※立入検査結果通知書、公表予告書等の交付時に協力を得ることができず受け取り拒否があったため。

②令和元年5月：郵便物返送後、即日直接訪問により所有者Aの妻に警告書を手交。

(3)占有者Bとの経過

①平成31年4月：占有者Bに公表通知書及び警告書を手交。

(4)無許可増改築に伴う関係機関への情報提供
平成30年8月、建築行政庁(以下「建築部局」という。)に無許可増改築について通知。

当本部ではマニュアルにより、建築基準法違反が懸念される案件は関係機関である建築部局への情報提供や合同立入検査等を実施して

おり、当該対象物も無許可増改築に伴う情報を提供したが、日程の調整がつかず合同での立入検査を実施することはできなかった。また、建築部局からは、当該対象物に対して継続的に消防行政との協力体制は構築するが、行政処分等は検討していないとの回答を得る。

当本部としては、当該対象物に問わず今後とも総務省消防庁通知に基づき情報共有、時には合同での立入検査での連携体制の継続を改めて依頼した。

(5)警察機関との連携から是正完了までの経過

令和元年8月、所有者A、占有者B両名とも是正意思が感じられず、命令、告発といった上位措置が容易に想像されたことから、関係機関

体調不良となったことから延期する。同時に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されたことから、職員と関係者の感染予防対策として緊急事態宣言解除までを留保期間とした。

同年6月、緊急事態宣言解除に伴い違反調査を実施。違反の継続を確認し、所有者Aに対し催告書を手交、告発に移行することを警察機関へ連絡する。

令和2年7月、警察機関へ告発書を提出。

〈告発書添付資料等〉

- ①過去立入検査結果通知書 ②警告書 ③命令書 ④指導経過(見分調書等を含む) ⑤消防法・施行令 ⑥消防法・施行令の逐条解説(抜

粋) ⑦当本部予防査察規程 ⑧消防用設備等設置基準 ⑨消防法違反による過去判例 等

告発書に対する警察機関の対応は仮受理との回答。その後も、継続的に警察機関へ連絡したが、書類精査中との回答で正式受理及び送致等の回答を得ることができない期間が継続した。

令和3年1月、当本部として、告発の進捗状況に滞りを感じたため、双方の担当課長同席のもと協議し、正式受理されない理由について書面回答を求めた結果、即日正式受理となる。

その後、約2週間に一度の間隔で、警察機関へ送致状況等の確認をしたが、現在調査中との回答のみで進捗は無かった。

令和3年6月、所有者Aから委託された消防



集合写真(前左:片岡消防長、他予防課職員)

設備業者が来庁し、是正の方向性を示したことから、警察機関へ現状報告を実施すると、是正意思があるものに対して、告発する理由を求められた。

なお、命令違反事実が構築されている旨を説示したが、警察機関からは是正意思が示されたことから任意捜査として対応し、違反が改修されてから送致するとの回答を得る。

令和4年4月、警察機関側の担当者が異動により変更となったことから、過去の状況及び現況を理解していただくため、警察機関との協議を実施。最初の警察機関との協議から3人目の担当者となる。

協議により警察機関が消防法違反の重大性、危険性を認知してもらえたことで即時、所有者A、占有者Bと複数回協議を実施することとなり、その状況報告を受ける。

令和4年7月、各種設置届出書類等が提出され、工事完了の報告及び消防検査予約など違反処理業務は加速化した。

令和4年8月、警察機関立会いのもと消防検査を実施。その際、所有者A、占有者Bに対して警察機関からも再度消防法違反の重大性を説示していただいた。

是正完了後、今後の違反処理案件及び告発案件の送致について綿密な協議を各担当課長同席のもと実施した。協議内容は次のとおり。

〈警察機関の意見〉

今後、状況によっては立入検査への立会いなどを実施し、告発前段で是正させることができるよう必要に応じて消防法違反の重大性を関係者へ説示し協力していきたい。

〈当本部の意見〉

告発は、犯罪事実を申告し処罰を求める消防機関の意思表示である。当本部では、告発による早期是正での利用者等の安全確保を最優先としている。よって、告発前段での警察機関との協力体制が確固たるものになることで是正させることができれば支障はないと思慮されるが、是正されない場合は、利用者等の安全を速やかに確保するためにも、速やかな受理、送致を徹底するよう依頼した。

令和4年9月、今後の協力体制構築に係る書面を当本部、警察機関双方に残したことにより、告発(任意様式)の取下げを実施。

改革による成果

当本部の過去の違反処理業務状況を踏まえると、地域性という背景に怯え、職責を果たすことのできなかつた当本部にも少なからず非があることは否めない。それらを踏まえれば、違反処理業務を遂行するうえで、関係者からの圧力や罵声等は自然と我慢できる。しかし、負の遺産を継続させれば、いつの時代か新たな担当者が同様の対応を受け、過去の火災事例のような凄惨な被害を発生させることが懸念される。また、現予防従事者が職責を果たすために尽力したところで組織が変わらなければ違反処理業務を遂行することができるはずがない。

稲敷広域消防本部開催の実務研修【区分B】を受講した際に「やってみなければ始まらない」という言葉をいただき、この言葉をきっかけに私たちは、「当本部内を変えていかなければ始まらない」と捉え、当本部における予防業務への姿勢を改め違反処理業務体制を一変するため、トップダウンスタイルで改革を実施してきた。

その結果、当本部の予防業務に対する職員間の協力体制が一步一步と定着し組織化に繋がっ

た。また、違反対象物の関係者に対しても肅々と違反処理業務の職責を果たしてきた結果、小規模消防本部の地域性ゆえに、違反対象物の同業者、知人等に伝わったことで自主是正への起爆剤となり、更なる違反是正に繋がり、各改革による是正効果を最大限発揮することができたのである。

考察した今後の課題

external reform II で述べたように、警察機関との協議時には様々な論点が生じている。

〈論点項目〉

- ①警告書の交付方法(配達・内容証明郵便や名宛人の妻への手交)を踏まえた再警告の依頼
- ②告発書受理の有無
- ③是正意思の表明により任意捜査(是正完了後の送致)

今回の案件は、上記項目に関する見解の相違により、是正完了するまで警察機関との初協議から3年以上、命令の履行期限経過から実に2年以上の時間を費やした。

〈論点項目に対する当本部の見解〉

- ①大阪高裁判決(昭和53年11月7日)、東京地裁判決(昭和61年5月26日)では、内容証明郵便による不在時の到達扱いの判例
- ②犯罪捜査規範第63条第1項の規定
- ③警察機関の判断によることから、当本部では覆すことができないが、任意捜査による場合、事件完了後の送致となると公訴時効を迎えることが懸念される。これらを考察すると警察機関は、不起訴となる可能性がある事案や消防法違反など稀な事案等に対して消極的であると思料された。しかし、消防機関としては、告発は是正させるための手段の一つでもある。これらの見解の相違により、告発の受理や送致への障害等が発生している状況が全国的に散見されているようである。適正な行政手続きで、今回の事案のように必要以上に時間を費やしたことは、今後の課題であり、その間に災害等により人命が危険に晒されることは本末転倒ではないだろうか。

消防法違反を起因とした過去の凄惨な火災事例を繰り返さないため、そして消防法第1条による火災を予防するためにも、是正ツールの最後の砦となる告発の速やかな受理及び検察送致できる未来が不可欠と思料される。

これこそが当本部のみで改革することのできない大きな課題である。

拝謝

今後の大きな課題を残しましたが、当本部の予防業務を改革することができたのは、いかなる時も適正な助言、実務研修への受け入れなどをしていただいた稲敷広域消防本部の皆様方、沢山の情報を提供していただいた違反是正支援センターの皆様方のお陰であります。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本事案は最終的に告発受理・送致の有無を問わず、警察機関の協力により一変し是正させることができました。多数の刑事事件を抱える中、根気強く関係者との協議、その他今後の協力体制の構築にもご尽力いただいた警察機関の皆様方にも併せて御礼申し上げます。



かすみがつにゃ